

柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設計及び工事計画審査資料	
資料番号	KK6 本文-043 (比較表) 改0
提出年月日	2023年10月4日

先行審査プラントの記載との比較表
(補機駆動用燃料設備の基本設計方針)

2023年10月

東京電力ホールディングス株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表 (補機駆動用燃料設備の基本設計方針)

島根原子力発電所第2号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>第1章 共通項目</p> <p>補機駆動用燃料設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>補機駆動用燃料設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>・差異なし</p>
	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 補機駆動用燃料設備</p> <p>ディーゼル駆動消火ポンプ(「5号機設備, 6,7号機共用」(以下同じ。))の駆動用燃料は, ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク(「5号機設備, 6,7号機共用」(以下同じ。))に貯蔵する。【11条73】【52条63】</p> <p>可搬型代替注水ポンプ(A-1級)(「6,7号機共用」(以下同じ。)), 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)(「6,7号機共用」(以下同じ。)), 大容量送水車(熱交換器ユニット用)(「6,7号機共用」(以下同じ。)), 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)(「6,7号機共用」(以下同じ。))又は大容量送水車(海水取水用)(「6,7号機共用」(以下同じ。))のポンプ駆動用燃料は, 可搬型代替注水ポンプ(A-1級)燃料タンク(6,7号機共用), 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)燃料タンク(6,7号機共用), 大容量送水車(熱交換器ユニット用)燃料タンク(6,7号機共用), 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)燃料タンク(6,7号機共用)又は大容量送水車(海水取水用)燃料タンク(6,7号機共用)に貯蔵する。</p> <p>軽油タンク(「重大事故等時のみ6,7号機共用」, 「6号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。))は, 可搬型代替注水ポンプ(A-1級), 可搬型代替注水ポンプ(A-2級), 大容量送水車(熱交換器ユニット用), 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)及び大容量送水車(海水取水用)の燃料を貯蔵できる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水ポンプ(A-1級), 可搬型代替注水ポンプ(A-2級), 大容量送水車(熱交換器ユニット用), 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)及び大容量送水車(海水取水用)は, 軽油タンクからタンクローリ(4kL)(6,7号機共用)及びホースを用いて燃料を補給できる</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 補機駆動用燃料設備</p> <p>ディーゼル駆動消火ポンプ(「5号機設備, 6,7号機共用」(以下同じ。))の駆動用燃料は, ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク(「5号機設備, 6,7号機共用」(以下同じ。))に貯蔵する。【11条73】【52条63】</p> <p>可搬型代替注水ポンプ(A-1級)(「7号機設備, 6,7号機共用」(以下同じ。)), 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)(「7号機設備, 6,7号機共用」(以下同じ。)), 大容量送水車(熱交換器ユニット用)(「7号機設備, 6,7号機共用」(以下同じ。)), 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)(「7号機設備, 6,7号機共用」(以下同じ。))又は大容量送水車(海水取水用)(「7号機設備, 6,7号機共用」(以下同じ。))のポンプ駆動用燃料は, 可搬型代替注水ポンプ(A-1級)燃料タンク(7号機設備, 6,7号機共用), 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)燃料タンク(7号機設備, 6,7号機共用), 大容量送水車(熱交換器ユニット用)燃料タンク(7号機設備, 6,7号機共用), 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)燃料タンク(7号機設備, 6,7号機共用)又は大容量送水車(海水取水用)燃料タンク(7号機設備, 6,7号機共用)に貯蔵する。</p> <p>軽油タンク(「重大事故等時のみ6,7号機共用」, 「7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。))は, 可搬型代替注水ポンプ(A-1級), 可搬型代替注水ポンプ(A-2級), 大容量送水車(熱交換器ユニット用), 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)及び大容量送水車(海水取水用)の燃料を貯蔵できる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水ポンプ(A-1級), 可搬型代替注水ポンプ(A-2級), 大容量送水車(熱交換器ユニット用), 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)及び大容量送水車(海水取水用)は, 軽油タンクからタンクローリ(4kL)(7号機設備, 6,7号機共用)及びホースを用いて燃料</p>	<p>・差異なし</p> <p>・設工認申請号機の違いによる差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

先行審査プラントの記載との比較表 (補機駆動用燃料設備の基本設計方針)

島根原子力発電所第2号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	設計とする。 【62条8】【62条16】【62条47】【63条18】【63条33】 【64条8】【64条31】【64条61】【65条8】【65条32】 【66条10】【66条22】【67条19】【69条10】【69条16】 【69条22】【69条27】【69条29】【69条41】【70条5】 【70条10】【71条13】【71条16】	を補給できる設計とする。 【62条8】【62条16】【62条47】【63条18】【63条33】 【64条8】【64条31】【64条61】【65条8】【65条32】 【66条10】【66条22】【67条18】【68条29】【69条9】 【69条15】【69条21】【69条26】【69条29】【69条40】 【70条5】【70条10】【71条13】【71条16】	
	2. 設備の共用 ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンクは、ディーゼル駆動消火ポンプの機能を達成するために必要となる容量を有することで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。【15条35】	2. 設備の共用 ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンクは、ディーゼル駆動消火ポンプの機能を達成するために必要となる容量を有することで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。【15条35】	・差異なし
	3. 主要対象設備 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の対象となる主要な設備について、「表1 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の主要設備リスト」に示す。	3. 主要対象設備 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の対象となる主要な設備について、「表1 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の主要設備リスト」に示す。	・差異なし